

※本書類は提出不要です

ワンストップ特例申請書と確認書類の添付について

太枠内の記載内容に誤りがないかをご確認ください。誤りがある場合は、二重線を引き、正しい内容を記載してください。

該当寄附の申請書を既にご提出済みの場合は、ご提出いただく必要はございません。

自治体名をご確認ください。

令和〇年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

提出日	令和 年 月 日	整理番号	202006029130
住所	ふるさと市長 殿	フリガナ	キフシャ タロウ
住所	〒7654-4567 ふるさと県 サンプル通 ぎふ町ワンストップ通 1-1-1	氏名	寄附者 太郎
電話番号	09000000000	個人番号	
		生年月日	昭和〇〇年△月□日

押印は不要です。

個人番号(12桁)をご記入ください。

寄附をした翌年1月1日時点の住民税課税住所が記載されていることをご確認ください。内容に間違いがあった場合は訂正箇所に二重線を引いて訂正してください。

※1 この修正による、返礼品の配送先変更や書類の送付先変更はお受けできませんのでご注意ください。

返礼品の配送先変更や書類の送付先変更をご希望の方は、別途ご連絡ください。

※2 記載された住所の市町村に対し、自治体から税額控除のために通知を行います。

「特例控除対象寄附金」という。)について、同法(いう。)の適用を受けようとするときは、下の欄に特例申請事項変更届出書を提出してください。(項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例に限る。)について申告の特例の適用は受けられない事項を記載した確定申告書又は市町村民税・

寄附金額
10,000円

確定申告をされない方はチェックをお願いします。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、申告の特例の適用を受けるための申請を行う旨を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

寄附をした自治体が5自治体以内の方はチェックをお願いします。

ワンストップ特例申請書 5つの注意点

1	オンライン申請や、当該寄附の申請書を既にご提出済みの場合、再提出は不要です。 ※すでに、各ポータルサイトや自治体マイページにてオンライン申請済みの方や、ご自身で書類をダウンロードし郵送済みの方は、本書類同封の申請書の提出は不要です。
2	申請書の記載内容に誤りがある際は、二重線を引き、正しい内容を記載してください。
3	自治体名をご確認ください。 ※他自治体宛の申請書では受付することができません。
4	確認書類は正しい組み合わせでご用意ください。 ※必ず個人番号確認書類1種類、本人確認書類(写真付きなら1種類、写真なしなら2種類)の提出をお願いします。 ※住民票を個人番号確認書類として提出する場合、マイナンバーの記載された住民票をご準備ください。
5	切り取った確認書類は、めくれないようにテープ、又はのりで貼り付けてください。 個人番号確認書類の場合：必ず個人番号が表記された面を表にして貼り付けてください。 本人確認書類の場合：必ず氏名・生年月日が表記された面を表にして貼り付けてください。

カンタン! 提出書類確認チャート

マイナンバーカード
をお持ちですか

はい

いいえ



公的機関発行の
顔写真付き
本人確認書類
をお持ちですか

はい





いいえ

- ・ 運転免許証
- ・ パスポート
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 在留カード
- ・ 療育手帳
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 精神障害者保健福祉手帳





パターン A 1. マイナンバーカード(コピー)(両面)

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバーカード(コピー)(裏面)	マイナンバーカード(コピー)(表面)
 <p>ICチップが付いています</p> <p>マイナンバーが記載されています</p>	 <p>顔写真が付いています</p> <p>「個人番号カード」と記載されています</p>

パターン B 1. マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し) 2. 免許証(コピー)もしくはパスポート(コピー)等の顔写真付き書類

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード(コピー)もしくは 住民票(マイナンバー記載あり)(写し)	免許証(コピー)もしくは パスポート(コピー)等
 <p>緑の文字で「通知カード」と記載されています</p>  <p>マイナンバーが記載されています</p>	 <p>写真がある面をコピーしてください</p> 
<p>※本人確認書類は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書でも問題ございません。</p> <p>※マイナンバー通知カードの氏名、住所が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用できません。</p>	

パターン C 1. マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し) 2. 健康保険証および年金手帳など自治体が認める公的書類2点以上のコピー

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード(コピー)もしくは 住民票(マイナンバー記載あり)(写し)	健康保険証および年金手帳など 自治体が認める公的書類2点以上のコピー
 <p>緑の文字で「通知カード」と記載されています</p>  <p>マイナンバーが記載されています</p>	<p>2点以上 必要になります</p>  
<p>※「2」に該当する本人確認書類は、納税証明書、印鑑登録証明書、母子手帳、年金手帳などです。</p> <p>※マイナンバー通知カードの氏名、住所が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用できません。</p>	

※マイナンバー通知カードや免許証の裏面に、住所変更などの追記がある場合には、裏面のコピーも提出してください。姓変更時のご氏名の確認、申請書の住所に明らかな欠損等があった際の確認に利用します。

書類不備 及び ワンストップ特例受付完了の通知について

「書類不備」及び「ワンストップ特例受付完了通知」については、寄附申込時に登録されたメールアドレス、もしくは書面にて通知します。

ドメイン「@do-furusato.com」からのメールを受け取れるよう設定をお願いします。

書類不備の場合は、ワンストップ特例は適用されませんので、できるだけ早くご返送いただきますようお願いいたします。